

入札説明書

コピー用紙（令和8年度分）の調達に係る単価契約

令和8年1月

岡山労働局

目 次

- 1 入札公告
 - 2 仕様書
 - 3 入札説明書
 - 4 付記事項
 - (1) 提出書類
 - (2) 入札方法及び書類等提出方法
 - (3) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
- 添付書類
契約書（案）、封書記載例
- 別添様式類
- 様式1－1（入札書）
　様式1－2（入札書）
　別紙（入札金額内訳書）
　様式2（委任状）
　様式3（電子入札案件での紙入札方式での参加について）
　様式4（入札参加資格確認関係書類（提出書類））
　様式4－2（入札参加資格確認申請・証明書）
　様式4－3（入札参加資格確認申請・証明書）
　様式5（入札辞退届）
　様式6（開札承諾書）
　様式7（入札参加受付票）
　様式8（誓約書）
　様式9（自己申告書）
　コピー用紙総合評価値計算表
　調達についての質問票
　入札の流れ
　入札関係書類受領書

1 入札公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に附します。

令和8年1月23日

支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 榎本 俊一

1 調達内容

(1) 件名

コピー用紙（令和8年度分）の調達に係る単価契約

(2) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は、コピー用紙の種別ごとの単価を算出した後、その単価に予定調達数量を乗じた総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い紙入札方式参加届を提出することにより、紙入札方式に変更することができる。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「物品の販売」のB等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険、社会保険の加入が未適用でないこと。及びこれらに係る直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は、添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
岡山労働局総務部総務課 会計第二係 担当：橋本
電話：086-225-2011

(2) 入札説明書の交付方法

岡山労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>）に掲載する。
交付期間：本公告の日から令和8年2月6日（金）午後5時まで

5. 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL
政府電子調達システム
<https://www.p-portal.go.jp/>
- (2) 入札等の問い合わせ先
上記4(1)に示す場所と同じ。
- (3) 紙入札方式による入札書等の提出先
上記4(1)に示す場所と同じ。
- (4) 電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札参加届等書類（証明書等）の受領期限
令和8年2月9日(月)午前11時
- (5) 電子調達システムによる入札書の受領期限及び紙入札方式による入札書の受領期限
令和8年2月10日(火)正午
- (6) 開札の場所及び日時
岡山労働局総務部総務課（岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階）
令和8年2月10日(火)午後1時開始

6. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
契約書の作成を要す。原則、契約書の締結は電子契約によること。
- (5) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札説明書で指定する規格等の要件のうち、必須とした項目について基準をすべて満たしている入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、この者と単価契約を締結する。
- (6) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。
- (7) 担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- (8) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する場合があり得る。
- (9) その他
詳細は入札説明書による。

2 仕様書

仕様書

コピー用紙（令和8年度分）の単価契約について

岡山労働局

1. 規格

コピー用紙（白）

（1）普通紙コピー機、レーザープリンタ、インクジェットプリンタで使用可能なもの。

（2）環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）適合品であること。

※古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度、及び坪量を別紙の算定式により総合的に評価した総合評価値が80点以上であること。なお、古紙パルプ配合率については最低70%以上であること。計算方法については別紙「コピー用紙総合評価値計算式」のとおり。

（3）白色度：60%以上

（4）坪量：65g/m²程度（±5%については許容する）

（5）単位：500枚/冊

（6）用紙サイズ：A3、A4、B4の3種類とする

コピー用紙（カラー）

（1）普通紙コピー機、レーザープリンタ、インクジェットプリンタで使用可能なもの。

（2）色はクリーム、グリーン、ピンク、ライトブルー、オレンジの5色とする。

（3）坪量：65g/m²程度（±5%については許容する）

（4）単位：500枚/冊

（5）用紙サイズ：A4のみ

2. 発送回数：岡山労働局は毎月3回

各労働基準監督署は奇数月に1回 程度とする。

各公共職業安定所については毎月1回

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

ただし、契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。

4. 入札金額には、発送にかかる費用も含めること。

5. 仕様書に示されていない事項等については、担当職員の指示によること。

6. 調達予定数量

A 4 (白)	:	3 3 , 0 1 1 冊
A 3	:	4 6 0 冊
B 4	:	3 冊
A 4 (カラー)	:	2 8 9 冊

7. 留意事項

数量についてはあくまで過去の調達数量を基にした予定の数量であり、令和8年度の調達数量を約束するものではない点に注意すること。

8. 納品場所

別紙「納品場所一覧」のとおり

9. その他

納入を予定する用紙について、入札申込時に品質証明書（古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度、及び坪量を示すもの）及び別添の「コピー用紙総合評価値計算表」もしくは、同内容の記載のある証明書等を提出すること。また、契約締結後当局において、上記1の規格との適合状況等の確認を行うため、関係書類の提出を求めた場合は、納入業者は速やかに提出すること。

契約に際しては、入札金額内訳書に記載された各単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を各用紙の契約単価とすること。

コピー用紙総合評価値計算式

総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$\begin{aligned} Y &= (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5 \\ y_1 &= x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100) \\ y_2 &= x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30) \\ y_3 &= 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30) \\ y_4 &= -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75) \\ y_5 &= -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68) \end{aligned}$$

Y 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y (総合評価値) : y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±3%の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_6 : 坪量 (g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の±5%の範囲内については許容する。

納品場所一覧
別紙

官署名	所在地	納品場所	台車の使用
岡山労働局	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	3階書庫 地下2階倉庫	可 可
岡山労働局 労災補償課分室	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎1階	地下1階倉庫	可
雇用保険 電子申請事務センター	岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル6階	6階事務室	可
岡山労働基準監督署	岡山市北区大供2-11-20	3階書庫	可
倉敷労働基準監督署	倉敷市大島407-1	2階書庫	可
津山労働基準監督署	津山市山下9-6	2階倉庫	不可
津山公共職業安定所	津山労働総合庁舎	1階階段下	可
笠岡労働基準監督署	笠岡市笠岡5891	4階	可
笠岡公共職業安定所	笠岡労働総合庁舎	1階・2階	可
和気労働基準監督署	和気郡和気町福富313	1階書庫	一部可
新見労働基準監督署	新見市新見811-1	2階事務所	不可
岡山公共職業安定所	岡山市北区野田1-1-20	1階通路書庫 電気室	可 (狭隘)
津山公共職業安定所 美作出張所	美作市林野67-2	1階倉庫	可
倉敷中央公共職業安定所	倉敷市笹沖1378-1	1階・3階	可
倉敷中央公共職業安定所 総社出張所	総社市中央3-15-111	1階	不可
倉敷中央公共職業安定所 児島出張所	倉敷市児島小川町3672-16	1階機械室	不可
玉野公共職業安定所	玉野市築港2-23-12	2階倉庫	可
和気公共職業安定所	和気郡和気町和気481-10	2階会議室	不可
和気公共職業安定所 備前出張所	備前市東片上227	1階倉庫	可
高梁公共職業安定所	高梁市段町1004-13	1階機械室	不可
高梁公共職業安定所 新見出張所	新見市高尾2379-1	1階倉庫	可
西大寺公共職業安定所	岡山市東区西大寺中1-13-35	1・2・3階	可

※岡山労働局地下2階については車高が高い車は入れず、またエレベーターが使用できないため、注意すること。

コピー用紙総合評価値計算表

指標項目	指標値	配点
古紙パルプ配合率	%	点
森林認証パルプ 及び間伐材パルプ の合計利用割合	%	点
その他の持続可能性を 目指したパルプ利用割 合	%	点
白色度	%	点
坪量	g / m^2	点
合計		点

注1：古紙パルプ配合率が70%以上であること。

注2：合計点数が80点以上であること。

3 入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に関するもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に関する事項

- (1) 調達件名 コピー用紙（令和8年度分）の調達に係る単価契約
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
 - ただし、契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となつた場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。
- (4) 納入場所 岡山労働局、各労働基準監督署、各公共職業安定所及び付属施設

2 入 札

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

入札参加者は、この入札説明書、2に示す仕様書等を熟読のうえ入札しなければならない。この場合において、関係書類に疑義があるときは、入札日までの間、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（※入札書に記載する金額には消費税を含めないこと。）

3 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号、第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。

4 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「物品の販売」のB等級、C等級又はD等級に格付けされている者であること。
- (4) 労働保険、社会保険の加入が未適用でないこと。及びこれらに係る直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

5 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、様式3により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手順に従い、電子調達システムを通じて様式4-3の証明書を、令和8年2月9日(月)午前11時までに提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限 令和8年2月10日(火)正午まで

※ 電子調達システムに到着するように提出すること(令和8年1月23日(金)午前9時以降、提出可能であること)。なお、電子調達システムにより入札する場合には、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限 令和8年2月10日(火)正午まで

※ 郵送による入札書の提出は認める。(到達時間厳守のこと。)

※ 令和8年1月23日(金)午前9時以降、提出可能であること。

② 入札日時・場所・契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

岡山労働局総務部総務課会計第二係

TEL:086-225-2011

③ 入札書の提出方法

入札書は様式1-1にて作成の上、直接提出する場合は別添「封書記載例」により封筒に入れ封印し、提出すること。

なお、代理人が入札する場合は、別紙1-2の様式を使用するものとし、委任状(様式2)は入札書簡とは別にし、提出すること。

※郵送での提出において、再度入札となることを考慮し、再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書か分かるようにすること。

(3) 無効の入札

① 競争に参加する資格のない代理人のした入札

② 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札

③ 記名を欠く入札

④ 金額を訂正した入札

⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑥ 明らかに連合によると認められる入札

⑦ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札

⑧ 入札書に添付して提出が求められる内訳書その他資料を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者の入札

⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 入札の延期

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめことがある。

(5) 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札をする場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。
なお、電子調達においては、復代理人による入札は認めない。
- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して（外国人の署名を含む。）おくとともに、開札時までに別紙2の様式による委任状を提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 入札の辞退

入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。

- ① 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式5）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行する者に直接提出して行う。
- 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6 開 札

(1) 開札の日時及び場所

日時：令和8年2月10日（火）午後1時

場所：岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階 岡山労働局総務部総務課

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合、立会は不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札当日は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記5（2）②の連絡先へ連絡すること。

入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて行うため、事前の連絡は不要である。また事前に、「開札承諾書」（様式6）を提出しておくこと。開催の結果は電話等で連絡する。

入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときには、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する資料、身分証明書等を提示しなければならない。

下記再度入札となる場合は、再入札時間の時間指示があるので、開札時間以降、入札参加者又はその代理人は、当局と速やかに連絡が取れる体制を確保しておくこと。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、同日中に時間指定の上、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

再度の入札の回数は、原則として2回を超えないものとする。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引けないとき、電子調達によるとき、くじを引かない者があるときは、本件入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を文書及び電子調達システムの開札結果の通知により通知するものとする。

8 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、令和8年4月1日付で契約を締結するものとする。
ただし、契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。
- (2) 契約条項は、別添「契約書（案）」のとおり。

9 その他

- (1) 入札した者は、入札後、この説明書、仕様書、契約書（案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 入札に要求される事項
紙による入札の参加を希望する者は、本入札説明書4の入札参加資格を有することを証明する様式4及び添付書類等を、令和8年2月9日（月）午前11時までに提出しなければならない。
また、開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 支払条件
別添「契約書（案）」に定めるとおり、適法な請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に支払うものとする。
- (5) 入札にかかる注意事項
岡山労働局ホームページから当該入札説明書等をダウンロードした場合は、事前に「入札関係書類受領書」を提出すること。

(6) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（G E P S の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(7) 入札情報の公開

電子調達システムにより執行する本案件については、入札結果に関して落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムで公表することにあらかじめ同意するものとする。

(8) その他

担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得る。

10 電子調達システム利用時の緊急の連絡先

障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- | | |
|---------|---|
| ・ヘルプデスク | 0570-000-683 |
| ・ホームページ | https://www.p-portal.go.jp/ |

4 付 記 事 項

1 提出書類

- (1) 当入札説明書等を岡山労働局ホームページからダウンロードした場合は、事前に「入札関係書類受領書」を提出すること。
- (2) 入札に参加しようとするものは、次の書類を令和8年2月9日（月）午前11時までに次に掲げる各書類（様式）を提出すること。
- ①入札参加資格確認申請・証明書（様式4-3）【電子入札】
 - ②入札参加資格確認申請・証明書（様式4-2）【紙入札】
 - ③資格審査結果通知書（写）（令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格審査結果通知書）【電子入札】【紙入札】
 - ④電子入札案件での紙入札方式での参加について（様式3）【紙入札】
 - ⑤入札参加受付票（様式7）【紙入札】
 - ⑥誓約書（様式8）【電子入札】【紙入札】
 - ⑦納入を予定する用紙の品質証明書【電子入札】【紙入札】
 - ⑧コピー用紙総合評価値計算表【電子入札】【紙入札】
 - ⑨自己申告書（様式9）【電子入札】【紙入札】

上記①、③、⑥～⑨【電子入札】の書類については、調達システムでデータ添付のこと。②～⑨【紙入札】の書類の提出にあっては、郵送可（期限内到着）とする。ただし、郵送の場合は書留など記録が残るものを利用すること。

なお、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があるので、その際は速やかに提出すること。
また、担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得ることについても了承すること。

(3) 仕様等に関する疑義については、「調達についての質問票」にて令和8年2月9日（月）午前11時までに提出すること。

2 入札方法及び書類等提出方法

イ この調達件名の入札にあたっては、入札説明書を熟覧のうえ、入札書を提出すること。

開札日は令和8年2月10日（火）午後1時であるが、入札に参加する場合、令和8年1月23日（金）午前9時から令和8年2月10日（火）正午までの間に入札書の提出が必須となる（電子入札参加・紙入札参加ともに）ため、注意すること。

なお、紙入札における代理人委任の場合は、併せて「委任状（様式2）」の提出を忘れないよう注意すること（入札書封筒とは分けること）。

また、紙入札において開札に不立会の場合には、事前に「開札承諾書（様式6）」を提出しておくこと。

ロ 入札書の提出から開札、落札者の決定までの流れについては、当説明書及び別添「入札の流れ」中に明記しているので、十分に確認しておくこと。

3 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎

岡山労働局総務部総務課会計第二係 橋本

電話：086-225-2011

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 岡山労働局総務部長 ○○ ○○ (以下「甲」という。) は、物
品の購入について、
との間に下記条項の契約を締結する。

記

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- 1 単位 1冊 (500枚入り)
- 2 品目及び1冊あたりの単価 (税込)

コピー用紙 A4 (白)	円 (うち消費税 円)
コピー用紙 A3 (白)	円 (うち消費税 円)
コピー用紙 B4 (白)	円 (うち消費税 円)
コピー用紙 A4 (カラー)	円 (うち消費税 円)
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 納入場所 岡山労働局、各労働基準監督署、各公共職業安定所及び付属施設
※詳細は別紙のとおり
- 5 支払方法 口座支払

(契約保証金)

第2条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(納入方法)

第3条 乙は、第1条第3号の契約期間中、契約対象物品 (以下「現品」という。) について、甲の指定する期日内に指定の数量を指定の場所に納入するものとし、納品したときは納品書をもって直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(検査)

第4条 乙は現品の納入時には、甲の指定する検査担当官の検査を受けなければならぬ。

- 2 検査の結果、不良品があるときは、乙は、直ちに当該不良品に換えて良品を無償にて納入するものとする。

(代金支払)

第5条 納入現品の代金の請求について、乙は、検査終了後、納入分を取りまとめ、官署
支出官 岡山労働局長 (以下「支出官」という。) に納入分に係る請求書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の請求書に「明細」として納入現品の品目、数量、単価、金額を記載しなければならない。
- 3 支出官は、適法な請求書を受理して 30 日以内に当該請求金額を支払うものとする。

4 支出官は、自己の責に帰すべき理由により代金の支払いを遅延した場合においては、支払期限の翌日から起算して支払うまでの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(納入の延期)

第6条 乙は、納入場所及び納入期限に現品の納入が困難な場合は、その事由を明示し、納入期限の延期を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。この場合の遅延料は、納入期日の翌日から起算して、延滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、年3%の割合で計算した金額とする。ただし、前項の事由が天災地変その他正当な理由によると認められる場合は、この限りでない。

(危険負担)

第7条 現品の所有権は、第4条の検査後、甲が受領した納入現品に係る乙発行の受領書に検印を押印し、当該受領書を乙に交付したときに移転するものとする。

2 乙は、所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任を負うものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

(事情変更)

第8条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ、単価の変更を行うことができるものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号及び第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

一 第6条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。

二 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

四 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

- 第10条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があつた日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行つたとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行つたとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第14条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第15条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第17条 甲は、第9条第2項、同条第3項、第13条、第14条、第16条第2項、第21条第2項及び第23条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第9条第2項、同条第3項、第13条、第14条、第16条第2項、第21条第2項及び第23条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第19条 この契約によって生ずる権利義務は、これを第3者に譲渡又は承継してはならない。

(費用の負担)

第20条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要な全ての費用は、乙の負担とする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第21条 甲は、第4条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- 一 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
 - 二 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
 - 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第22条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第23条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、何ら催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があつたことが判明したとき。
 - 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至つたことを報告しなかつたことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至つた場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第24条 第23条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第25条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(疑義等の解決)

第26条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第27条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条第4項、第9条第2項、第10条、第12条、第15条、第17条、第21条、第24条、第25条、第26条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

令和8年4月1日

甲 岡山市北区下石井1-4-1
支出負担行為担当官
岡山労働局総務部長 ○○ ○○

乙

別紙

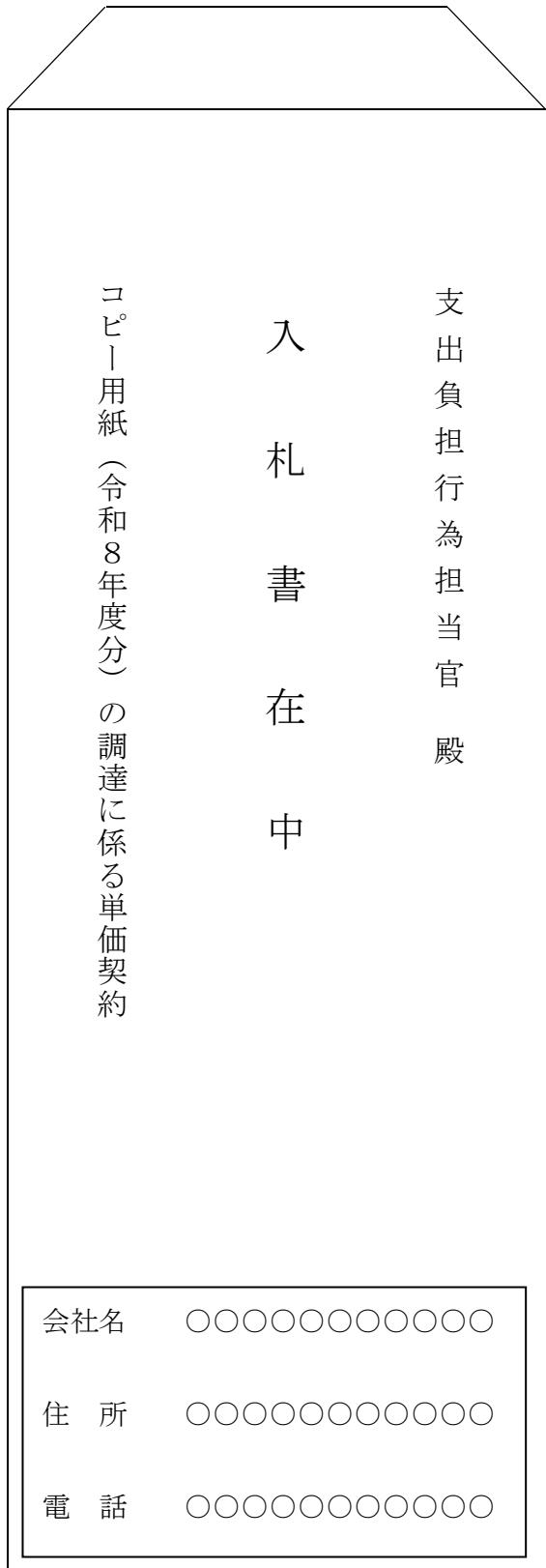
納品場所一覧

官署名	所在地	納品場所	台車の使用
岡山労働局	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	3階書庫 地下2階倉庫	可 可
岡山労働局 労災補償課分室	岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎1階	地下1階倉庫	可
雇用保険 電子申請事務センター	岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル6階	6階事務室	可
岡山労働基準監督署	岡山市北区大供2-11-20	3階書庫	可
倉敷労働基準監督署	倉敷市大島407-1	2階書庫	可
津山労働基準監督署	津山市山下9-6	2階倉庫	不可
津山公共職業安定所	津山労働総合庁舎	1階階段下	可
笠岡労働基準監督署	笠岡市笠岡5891 笠岡労働総合庁舎	4階	可
笠岡公共職業安定所		1階・2階	可
和気労働基準監督署	和気郡和気町福富313	1階書庫	一部可
新見労働基準監督署	新見市新見811-1	2階事務所	不可
岡山公共職業安定所	岡山市北区野田1-1-20	1階通路書庫 電気室	可 (狭隘)
津山公共職業安定所 美作出張所	美作市林野67-2	1階倉庫	可
倉敷中央公共職業安定所	倉敷市笠沖1378-1	1階・3階	可
倉敷中央公共職業安定所 総社出張所	総社市中央3-15-111	1階	不可
倉敷中央公共職業安定所 児島出張所	倉敷市児島小川町3672-16	1階機械室	不可
玉野公共職業安定所	玉野市築港2-23-12	2階倉庫	可
和気公共職業安定所	和気郡和気町和気481-10	2階会議室	不可
和気公共職業安定所 備前出張所	備前市東片上227	1階倉庫	可
高梁公共職業安定所	高梁市段町1004-13	1階機械室	不可
高梁公共職業安定所 新見出張所	新見市高尾2379-1	1階倉庫	可
西大寺公共職業安定所	岡山市東区西大寺中1-13-35	1階・2階・3階	可

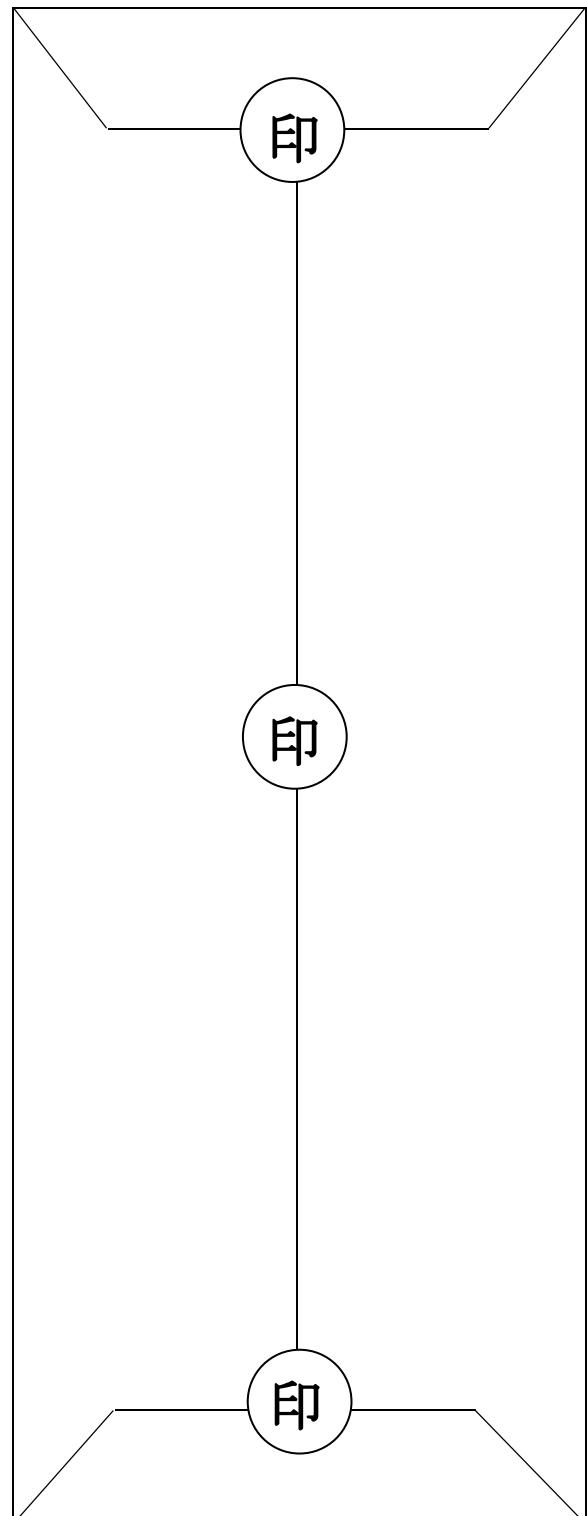
※岡山労働局地下2階については車高が高い車は入れず、またエレベーターが使用できないため、注意すること。

封書記載例

封筒表面



封筒裏面



コピー用紙（令和8年度分）の調達に係る単価契約

入札書在中

支出負担行為担当官 殿

会社名	○○○○○○○○○○○○
住 所	○○○○○○○○○○○○
電 話	○○○○○○○○○○○○